

第7回 伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 令和3年7月2日(金)
開会 午後3時00分
閉会 午後4時00分
2. 場 所 市役所 大会議室
3. 出 席 14名
4. 欠 席 0名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	8	前田 勉	○
2	池田 良一	○	9	山口 光壽	○
3	鶴田 裕幸	○	10	湊上 幸雄	○
4	吉村 幸夫	○	11	松永 久美子	○
5	梅村 幸臣	○	12	相良 安夫	○
6	力武 正光	○	13	堤 正樹	○
7	西山 哲	○	14	副島 敏和	○

議事録署名者 7番 西山 哲

8番 前田 勉

5. 事務局職員

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	松尾 貞裕	書記	前田 真理子
書記	池田 靖	書記	江口 裕典

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案第34号	農地法第5条の申請について	15件
議案第35号	農地法第4条及び5条の申請について	1件
議案第36号	農地法第4条の申請について	2件
議案第37号	農地法第3条の申請について	5件
議案第38号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕 について 利用権設定 通年 中間管理事業 公社への売渡	10件 1件 3件
議案第39号	農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例事業に伴う あっせん委員の指名について	1件
議案第40号	空き家に付随した農地の指定申請について	2件

8. 報告事項

報告第14号	農地法第18条第6項通知の受理について	4件
報告第15号	農地等の形質変更工事計画変更届出について	2件

9. 連絡事項

なし

議長	<p>みなさん、こんにちは。 できる限り時間を短縮して行いたいと思いますので、ご協力よろしくをお願いします。</p>																														
議長	<p>それでは、ただいまより第7回農業委員会会議を開会します。 本日の欠席者はいません。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。 今回は7番 西山 哲委員、8番 前田 勉委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、7つです。</p> <table border="0" data-bbox="371 797 1310 1361"> <tr> <td>議案第34号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>15件</td> </tr> <tr> <td>議案第35号</td> <td>農地法第4条及び5条の申請について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第36号</td> <td>農地法第4条の申請について</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>議案第37号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>議案第38号</td> <td>農用地利用集積計画 〔農業経営基盤強化促進事業〕について</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>利用権設定 通年</td> <td>10件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中間管理事業</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>公社への売渡</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>議案第39号</td> <td>農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例 事業に伴うあっせん委員の指名について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第40号</td> <td>空き家に付随した農地の指定申請について</td> <td>2件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、2つです。 報告第14号 農地法第18条第6項通知の受理について4件 報告第15号 農地等の形質変更工事計画変更届出について2件 となっております。</p>	議案第34号	農地法第5条の申請について	15件	議案第35号	農地法第4条及び5条の申請について	1件	議案第36号	農地法第4条の申請について	2件	議案第37号	農地法第3条の申請について	5件	議案第38号	農用地利用集積計画 〔農業経営基盤強化促進事業〕について			利用権設定 通年	10件		中間管理事業	1件		公社への売渡	3件	議案第39号	農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例 事業に伴うあっせん委員の指名について	1件	議案第40号	空き家に付随した農地の指定申請について	2件
議案第34号	農地法第5条の申請について	15件																													
議案第35号	農地法第4条及び5条の申請について	1件																													
議案第36号	農地法第4条の申請について	2件																													
議案第37号	農地法第3条の申請について	5件																													
議案第38号	農用地利用集積計画 〔農業経営基盤強化促進事業〕について																														
	利用権設定 通年	10件																													
	中間管理事業	1件																													
	公社への売渡	3件																													
議案第39号	農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例 事業に伴うあっせん委員の指名について	1件																													
議案第40号	空き家に付随した農地の指定申請について	2件																													
議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第34号 農地法第5条の申請についてですが、まずは39番について審議を行います。39番については〇〇委員が利害関係者である事案になりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p>																														

議長	<p>それでは議案第34号 農地法第5条についての申請39番について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第34号 39番について御説明します。</p> <p>議案は2ページになります。 図面は18ページから23ページになります。</p> <p>申請地は〇〇地区です。 譲受人が一般住宅建設のための申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地。 許可基準としましては許可し得るに該当します。</p> <p>議案第34号 39番については以上です。</p>
議長	<p>議案第34号 39番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>行政書士から連絡がありまして、現地を見に行ってきました。若干埋め立ても必要ですが、雨水についてはすぐ隣に川がありますのでそこに流すそうです。生活排水は下水道に接続されます。</p> <p>隣接農地の所有者、区長、生産組合長の判もありました。問題ないと思いますので、審議の程よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>39番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、農地法第5条の申請39番については承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>議事参与の制限により退席していただいた〇〇委員には着席をお願いします。</p> <p>(〇〇委員 着席)</p> <p>続きまして、議案第34号 農地法第5条の申請について39番を除く36番から50番まで事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案第34号 39番を除く36番から50番について御説明します。</p> <p>議案の1ページ、36番になります。</p> <p>図面は、1ページから4ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇地区です。</p> <p>譲受人が資材置き場、倉庫及び駐車場にするための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地。</p> <p>許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、37番になります。</p> <p>図面は5ページから12ページになります。</p> <p>申請地は〇〇地区です。</p> <p>譲受人が一般住宅建設のための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地。</p> <p>許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、38番になります。</p> <p>図面は13ページから17ページになります。</p> <p>申請地は〇〇地区です。</p> <p>譲受人が一般住宅建設のための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地。</p> <p>許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の2ページ、40番になります。</p> <p>図面は24ページから27ページになります。</p> <p>申請地は〇〇地区です。</p> <p>譲受人が一般住宅建設のための申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地。</p>
-----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

許可基準としましては、許可し得るに該当します。

続きまして、議案の 2 ページ、4 1 番になります。

図面は 2 8 ページから 3 2 ページになります。

申請地は〇〇地区です。

譲受人が住宅増築のための申請です。

農地区分は第 3 種農地。

許可基準としましては、許可し得るに該当します。

続きまして、議案の 3 ページ、4 2 番になります。

図面は 3 3 ページから 3 7 ページになります。

申請地は〇〇地区です。

譲受人が一般住宅建設のための申請です。

農地区分は第 3 種農地。

許可基準としましては、許可し得るに該当します。

続きまして、議案の 3 ページ、4 3 番になります。

図面は 3 8 ページから 4 1 ページになります。

申請地は〇〇地区です。

譲受人が駐車場建設のための申請です。

〇〇については地籍調査で筆の境界が確定されなかったため筆界未定となっています。今回転用申請するにあたり、法務局に筆界特定の申請が出されております。

農地区分は第 3 種農地。

許可基準としましては許可し得るに該当します。

続きまして、議案の 3 ページ、4 4 番になります。

図面は 4 2 ページから 4 9 ページになります。

申請地は〇〇地区です。

譲受人が一般住宅建設のための申請です。

農地区分は第 3 種農地。

許可基準としましては許可し得るに該当します。

続きまして、議案の4ページ、45番・46番については、関連しておりますので併せて説明します。

図面は50ページから53ページになります。

申請地は〇〇地区です。

譲受人が公衆用道路建設のための申請です。

次の47番・48番の一般住宅を建設するにあたり、区で道路を整備して管理されます。

なお、許可を受けずに〇〇頃に造成工事を行っていたとして始末書が添付されています。

農地区分は第2種農地。

許可基準としましては周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。

続きまして、議案の4ページ、47番になります。

図面は54ページから59ページになります。

申請地は〇〇地区です。

譲受人が一般住宅建設のための申請です。

なお、許可を受けずに〇〇頃に造成工事をしていたとして始末書が添付されています。

農地区分は第2種農地。

許可基準としましては周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。

続きまして、議案の5ページ、48番になります。

図面は60ページから64ページになります。

申請地は〇〇地区です。

譲受人が一般住宅建設のための申請です。

なお、許可を受けずに〇〇頃に造成工事をしていたとして始末書が添付されています。

農地区分は第2種農地。

許可基準としましては周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。

	<p>続きまして、議案の5ページ、49番になります。 図面は65ページから69ページになります。 申請地は〇〇地区です。 譲受人が宅地分譲のための申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地。 許可基準としましては許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の6ページ、50番になります。 申請地は〇〇地区です。 図面は70ページから77ページになります。 譲受人がゴルフ練習場を建設するための申請です。 なお、許可を受けずに〇〇に着工していたとして始末書が添付されています。 農地区分は第2種農地。 許可基準としましては周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第34号 39番を除く36番から50番までの説明は以上です。</p>
議長	それでは36番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	住宅の外構とかエクステリアをされているんですけども、現在の資材置き場が手狭になったということで、駐車場と資材置き場を建設されるということです。現地は長いこと耕作されていないところで周辺営農への影響はないと思います。雨水は、水路を通して河川へ放流される計画です。区長さん、生産組合長さんの同意もありました。ご審議よろしくをお願いします。
議長	<p>36番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、37番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	実家の前に息子さんが家を建てたいということです。生産組合長さん、区長さんの印鑑もありましたし、排水関係は浄化槽を設置して水路へ排水することになっていますので、周辺への影響はないと思

	います。審議のほどよろしく申し上げます。
議長	<p>37番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、38番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>〇〇さんから、土地を譲り受けて家を新築したいということで相談がありましたので、私も現地に行って確認をしました。</p> <p>区長、生産組合長の印鑑もありました。排水問題も、雨水については道路側溝へ、生活雑排水は浄化槽を設置して側溝へ放流する計画で、ほかに害を及ぼすような状況じゃありませんでした。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>38番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、40番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>ほとんど住宅街になっていて、下水も通っておりますので問題ないと思います。生産組合長、区長の判もありました。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>40番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、41番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>住宅街の中にあるところです。住宅街の一角に畑があるという状況です。現地を見てきましたが、住宅の増築ということですので特に問題はないと思います。生産組合長、区長の判もありました。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>41番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p>

	<p>特に無いようですので、続きまして、42番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>息子さんが家を建てるとのことでの申請です。生活雑排水は浄化槽を設置して市道側溝へ、雨水についても市道側溝へ放流する計画ですので、問題ないと思います。区長、生産組合長の同意もありました。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>42番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、43番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>2. 3年前から相談を受けていたところになります。筆界未定を解決してからの手続きになると伝えていたところでした。今回筆界未定が解消したようで、申請されています。</p> <p>雨水については、敷地内に側溝を整備して河川へ排水する計画ですので、問題ないと思います。</p> <p>区長、生産組合長の印鑑もありました。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>43番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、44番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>用途地域内にある農地に一般住宅を建てるとのことです。問題は無いと思います。排水については下水に接続されます。</p> <p>区長、生産組合長の判もありました。</p> <p>ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>44番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、次に45番から48番については関連しておりますので担当委員から一括して説明をお願いします。</p>

担当委員	<p>県道建設に伴う立ち退きで、○軒が移転する予定になっています。そのうちの2軒と、区で管理する道路についての申請です。生活雑排水は下水道に接続され、雨水については、側溝を整備して既設の道路側溝へ流す計画になっています。</p> <p>区長、生産組合長の判もありました。</p> <p>特に問題ないと思いますので、ご審議よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>45番から48番について、御意見、御質問はございませぬか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、49番について担当委員から説明をお願ひします。</p>
担当委員	<p>ここは、もう何年も作付けされずに管理だけされている状況でした。そこを住宅地にするということで、説明に来られました。</p> <p>この地区は、ほとんどが住宅地になっているところだす。宅地分譲で、道路側溝、下水道を整備される計画だす。</p> <p>区長、生産組合長の同意もありました。</p> <p>問題ないと思いますので、ご審議よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>49番について、御意見、御質問はございませぬか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、50番について担当委員から説明をお願ひします。</p>
担当委員	<p>ゴルフの練習場を建設するということだす、水田の持ち主さんが高齢により、ここ数年は耕作されていなかったところになります。</p> <p>周りの木を切っておりまして、木材を搬出するために今回の申請地を利用したとのことだす。</p> <p>排水は、調整池を作って、下のため池に排水する計画だす。ため池の管理者である生産組合長の了解も受けております。また、区の会議も開催されて、区長の印鑑もありました。</p> <p>特に問題ないと思いますので、ご審議よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>50番について、御意見、御質問はございませぬか。</p> <p><なし></p>

	<p>特に無いようですので、農地法第5条 39番を除く、36番から50番までの申請14件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第35号 農地法第4条及び第5条の申請について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第35号について御説明します。</p> <p>議案の8ページ、2番になります。 図面は78ページから80ページになります。 申請地は〇〇地区です。 申請人及び譲受人がグリーンツーリズム事業のため、広場及び駐車場として利用する申請です。 なお、〇〇頃嵩上げを行い、地域行事の際の臨時駐車場、子どもの遊び場として利用しており、許可を受けずに、転用していたとして始末書が添付されております。</p> <p>農地区分は第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可しうるに該当します。</p> <p>議案第35号 農地法第4条及び第5条の申請について以上1件です。</p>
議長	2番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	<p>ここは、十数年前にかさ上げしてあります。地域の駐車場、地域の子供たちの遊び場として提供してありました。今回そこをグリーンツーリズム事業でも使う広場、駐車場にするということです。排水などは、問題ない状態です。区長さん、生産組合長さんの判もありました。</p>
議長	2番について、御意見、御質問はございませんか。
〇番委員	グリーンツーリズム事業ってなんですか？
事務局	グリーンツーリズムとは農業体験や農家民泊などを通じて地域の人々と交流を図る活動です。今回の申請者は伊万里市のグリーンツ

	<p>ーリズム協議会に所属して、農家民泊で、都会からの修学旅行の学生や旅行者の受け入れをしています。今は、コロナ禍の関係で受け入れを停止しているようです。</p>
○番 委員	<p>わかりました。グリーンツーリズムをすれば補助金とかがもらえるのですか。</p>
事務局	<p>グリーンツーリズムの補助金については、把握しておりません。</p>
○番 委員	<p>わかりました。</p>
議長	<p>他にありませんか。</p> <p><なし></p> <p>特にないようですので、農地法第4条及び第5条の申請1件について承認を頂きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第36号 農地法第4条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第36号 について御説明します。</p> <p>議案の9ページ、11番になります。</p> <p>図面は、81ページから82ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇地区です。</p> <p>申請人が、植林するための申請です。</p> <p>なお、〇〇頃労働力不足のためクヌギを植林していたとのことで許可を受けずに、転用していたとして始末書が添付されています。</p> <p>農地区分は、第2種農地。</p> <p>許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の9ページ、12番になります。</p> <p>申請地は〇〇地区です。</p>

	<p>申請人が休憩所、資材置き場等の農業用施設建設のための申請です。現在、施設が3棟あり、1棟は〇〇年に建設されております。その際に許可を受けずに着工していたとして始末書が添付されており、着工していたことについては追認で転用許可がされています。</p> <p>今回、2棟について転用許可がされていないことがわかり、所有者に確認したところ、申請人が〇〇年頃、施設を建設するにあたり、農振農用地区域の用途区分の変更手続きを行った際に、転用許可も済んでいるものと勘違いしていることが判明しました。</p> <p>そのため、今回の申請では、2棟の施設については、〇〇年頃に転用許可を受けているものと勘違いして建設したとの内容で、始末書が添付されています。</p> <p>申請者は、平成25年に施設を建設した際、許可を受ける前に着工していたとして始末書を提出し追認許可を受けており、今回の申請も追認許可申請となりますので、2度目ということになります。</p> <p>農地区分は、農用地区域内農地。 許可基準としましては、用途区分の変更に該当します。</p> <p>議案第36号 について以上2件です。</p>
議長	<p>それでは、11番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>広域農道のすぐ脇の畑です。クヌギが相当大きくなっていました。周囲はほとんど山林で杉、ヒノキが植わっている状況で、周辺へはなんら影響はないところです。</p> <p>区長、生産組合長の判もありました。</p> <p>ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>11番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、12番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>農振農用地内の農地に農業用施設を建設したとして申請されました。先ほど、事務局から説明があったとおり始末書をつけての追認申請になっています。農地パトロールで周っていましたが、気づいていませんでした。すでに建設され、農業用の施設として利用され</p>

	<p>ています。周辺営農への影響はないと思います。 区長、生産組合長の判もありました。ご審議よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>12番については、何か御意見、御質問はございませぬか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、農地法第4条の申請2件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。 続きまして。議案第37号 農地法第3条の申請についてですが、 まず39番についてのみ審議を行います。39番については〇〇委員が利害関係者である事案になりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願ひします。</p> <p>(〇〇委員退席)</p> <p>それでは、議案第37号 農地法第3条の申請についての39番について事務局から説明をお願ひします。</p>
事務局	<p>議案第37号 39番についてご説明いたします。</p> <p>議案は10ページになります。 申請事由や経営状況を掲げております。 全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>議案第37号 39番については以上です。</p>
議長	<p>議案第37号 農地法第3条についての39番について議案の10ページを見ていただき、御意見、御質問はございませぬか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、農地法第3条の申請についての39番については許可といたします。</p> <p>〇〇委員に着席していただき、審議を再開します。</p>

	<p>(〇〇委員 着席)</p> <p>それでは引き続き議案第37号 農地法第3条についての39番を除く、37番から41番の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第37号 について39番を除く、37番から41番について、ご説明します。</p> <p>議案の10ページから11ページになります。 申請事由や経営状況を掲げております。 全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>議案第37号 39番を除く37番から41番の説明については以上です。</p>
議長	<p>議案第37号 農地法第3条についての39番を除く37番から41番の申請について議案の10ページから11ページを見ていただき、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第37号 農地法第3条の申請4件については許可とします。</p> <p>続きまして、議案第38号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第38号 利用権設定の通年について、御説明します。</p> <p>議案の12ページから13ページに明細書を掲げておりますのでそちらをご覧ください。 今回は借受人が8名、貸付人が10名で、 面積は田が33,851㎡、畑が15,389㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。 申出書を14ページから21ページに掲げております。</p>

	<p>議案第 38 号 利用権設定の通年については以上 10 件です。</p>
議長	<p>議案第 38 号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年 10 件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第 38 号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年 10 件については申し出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第 38 号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]農地中間管理事業（集積計画一括方式）について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 38 号 農地中間管理事業について御説明いたします。</p> <p>議案は 22 ページになります。</p> <p>農用地利用集積計画書を 23 ページに掲げております。</p> <p>貸付人から公社、公社から借受人への利用権設定となっております。</p> <p>面積は田が 13, 579 m²、貸付人 1 名、借受人 1 名となっております。期間は 10 年です。</p> <p>議案第 38 号 農地中間管理事業については以上 1 件です。</p>
議長	<p>議案第 38 号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]農地中間管理事業(集積計画一括方式)について御意見、ご質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第 38 号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]農地中間管理事業(集積計画一括方式) 1 件については申し出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第 38 号 農用地利用集積計画 [農業経営基盤強</p>

	<p>化促進事業] 公社への売渡について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第38号 公社への売渡についてご説明いたします。</p> <p>議案の修正をお願いします。議案24ページから25ページの番号が1番から3番となっておりますが、正しくは2番から4番です。農用地利用集積計画書を26ページから27ページに掲げております。</p> <p>こちらは5月の委員会であっせん委員を決定した件について、買い手が決まりましたので、今回、まずは農業公社へ売り渡す内容となっております。</p> <p>田が6筆、面積3,565㎡、畑が3筆、面積3,391㎡となっております。</p> <p>議案第38号 公社への売渡については以上です。</p>
議長	<p>議案第38号 農用地利用集積計画 [農業経営基盤強化促進事業] 公社への売渡について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、公社への売渡しについては承認を頂きましたので、申し出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第39号 農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例事業に伴うあっせん委員の指名について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第39号 あっせん委員の指名について御説明いたします。</p> <p>議案28ページの4番になります。</p> <p>案内図と字図が29ページになります。</p> <p>あっせん申出が〇〇町に出ておりますので、〇〇委員と〇〇委員、にあっせんをお願いするものです。</p> <p>議案第39号 についての説明は以上です。</p>

議長	<p>議案第39号 農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例事業に伴うあっせん委員の指名について御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特にないようですので、議案第39号 農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例事業に伴うあっせん委員の指名については申出のとおり決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第40号 空き家に付随した農地の指定申請について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第40号 について御説明いたします。 議案は30ページになります。</p> <p>これは農地法第3条第2項第5号に関する別段面積（下限面積）を設定し、「伊万里市空き家に付随した農地の別段面積取扱要領」に基づく空き家に付随した農地について、下限面積1㎡としたことにより申請があったものです。</p> <p>空き家に付随する農地に指定された後は、空き家とともに農地を取得される場合、取得要件の下限面積1㎡が適用されることとなります。</p> <p>議案の30ページ、2番になります。 図面は92ページになります。 申請地は〇〇地区です。 空き家情報バンク登録物件に隣接する農地です。</p> <p>続きまして議案の30ページ、3番になります。 図面は93ページになります。 申請地は〇〇地区です。 空き家情報バンク登録物件に隣接する農地です。</p> <p>議案第40号についての説明は以上です。</p>

議長	<p>議案第４０号 空き家に付随した農地の指定申請について御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特にないようですので空き家に付随した農地の指定申請については承認を頂きましたので、申し出のとおり決定します。</p> <p>議案についての審議は以上となりますので、続きまして報告事項に移ります。</p> <p>報告第１４号 農地法第１８条第６項の受理について事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第１４号 について御説明いたします。</p> <p>議案の３１ページから３２ページになります。</p> <p>４件受理しており、解約の事由、通知の内容については記載のとおりです。</p> <p>報告第１４号 については以上です。</p>
議長	<p>報告第１４号 農地法第１８条第６項通知の受理について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして報告第１５号 農地の形質変更工事計画変更届出について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第１５号 について御説明します。</p> <p>議案の３３ページ、１番と２番になります。</p> <p>１番と２番は関連しておりますので併せて説明します。</p> <p>図面は８９ページから９１ページになります。</p> <p>申請地は〇〇地区です。</p> <p>１番・２番ともに、盛土用の土の搬入不足により工事期間延長をするための届出です。工事計画及び工事施工業者の変更はありません。</p>

事務局	報告第15号 については以上2件です。
議長	<p>この件については、工事期間の延長なので、担当委員からの説明はありません。</p> <p>それでは、報告第15号 農地の形質変更工事計画変更届出2件について、ご意見・御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、報告事項を終了します。</p> <p>これで第7回農業委員会会議を閉会します。</p>

議事録署名者

令和 年 月 日

議 長 _____ (印)

令和 年 月 日

7 番 _____ (印)

令和 年 月 日

8 番 _____ (印)